

議案第138号

財産の取得について(琴浦町公衆用Wi-Fi拡張整備業務)

次のとおり、琴浦町公衆用Wi-Fi拡張整備業務の実施に当たり、通信機器を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 琴浦町公衆用Wi-Fi拡張整備業務による通信機器
- 2 納品場所 琴浦町地内
- 3 納期限 令和3年3月22日
- 4 請負金額 一金 19,580,000円
- 5 購入金額 うち財産購入金額 12,908,060円
- 6 契約の方法 指名競争入札
- 7 契約者
 - (1) 住所 鳥取県鳥取市今町二丁目251
 - (2) 氏名 NEC ネットエスアイ株式会社鳥取営業所
所長 西尾浩一

令和2年10月20日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和